

広島県子供の読書活動推進計画  
(第五次)

令和7年2月

広島県教育委員会

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
I 計画策定の趣旨	1
II 国や県の動向	2
III 第四次計画期間における子供の読書活動に関する状況	3
1 子供の読書活動の現状及び成果と課題	3
2 第四次計画における取組（指標）の状況	4
3 第四次計画の現状を踏まえた今後の対応	5
IV 第五次計画における基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 計画期間	6
3 基本方針	6
4 施策体系	7
5 施策イメージ	8
<b>第2章 全ての子供の読書習慣の形成に向けた取組</b>	<b>9</b>
I 本に親しむ（楽しむ読書）	9
1 家庭・地域における読書活動の推進	9
2 乳幼児期における読書活動の推進	10
3 児童生徒に対する読書活動の推進	11
「本に親しむ（楽しむ読書）」の成果指標	12
II 目的に応じて読む（見つける読書）	13
1 学校図書館等を活用した学習の推進	13
2 日常生活等で本や資料を選び活用する取組の推進	14
「目的に応じて読む（見つける読書）」の成果指標	15
III 本から学び考えを深める（考える読書）	16
1 本や資料等を基に考えをもつ学習の推進	16
2 日常の読書活動を通じて考えをもつ取組の推進	17
「本から学び考えを深める（考える読書）」の成果指標	18
<b>第3章 環境整備</b>	<b>19</b>
I 人的整備の充実	19
1 多様な人々の参画	19
2 多様な人材の育成	20
「人的整備」に関連する指標	21
II 物的整備の充実	22
1 魅力的な読書環境づくり	22
2 関係機関連携の強化	23
「物的整備」に関連する指標	24
<b>資料</b>	<b>25</b>
用語解説	25

※ 本文中の「小学校」は、義務教育学校の前期課程、「中学校」は、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程、「高等学校」は、中等教育学校の後期課程を含みます。

## 第1章 計画の基本的な考え方

### I 計画策定の趣旨

平成13年12月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、第2条において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を掲げ、平成14年8月には、同法第8条第1項の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その後、おおむね5年ごとに新たな基本計画を定めています。

本県においても、平成15年に「広島県子どもの読書活動推進計画」（「第一次計画」）を策定し、その後、平成21年に第二次計画、平成26年に「広島県子供の読書活動推進計画（第三次）」、令和元年には第四次計画を策定し、子供の読書活動の推進に取り組んできました。

また、令和6年9月、文化庁が16歳以上を対象に実施した令和5年度「国語に関する世論調査」の結果が公表され、1か月に本を一冊も読まないと回答した人が62.6%、読書量は減っていると回答した人が69.1%と、読書離れが進んでいる現状が浮き彫りになりました。大人に近い部分がある高校生の不読率が高い状況が続いていることを踏まえると、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すことの重要性は明らかです。

第四次計画期間における成果や課題、社会情勢の変化、国や県の動向を踏まえて、今後のおおむね5年間の方向性を示し、社会全体で広島県の子供の読書活動の推進を図るために、「広島県子供の読書活動推進計画（第五次）」（以下「第五次計画」という。）を策定します。

## II 国や県の動向

第四次計画策定以降、子供の読書活動に関する諸情勢に変化が見られました。

国の基本計画では、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定」、「教育におけるデジタル化の進展」及び「第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定」を挙げ、次の4点が基本の方針として示されました。

- 不読率の低減
- 多様な子どもたちの読書機会の確保
- デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 子どもの視点に立った読書活動の推進

広島県では「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」をはじめとして、教育施策に関わる大綱や方針を示してきました。

### (1) 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン (R3～R12)

- 乳幼児教育・保育の充実
- 学びの変革の推進
- 高等教育の充実
- 学びのセーフティネットの構築
- 特別支援教育の充実
- キャリア教育・職業教育の推進
- リカレント教育の充実

### (2) 広島県 教育に関する大綱 (R3～R7)

- 広島で学んでよかったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現
- 一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現

### (3) 「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針 (R3～R7)

- 1 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
- 2 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- 3 一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
- 4 今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成
- 5 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
- 6 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
- 7 安全・安心な教育環境の構築
- 8 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

### Ⅲ 第四次計画期間における子供の読書活動に関する状況

#### 1 子供の読書活動の現状及び成果と課題

第四次計画において、読書習慣の形成に向けた取組の柱である「本に親しむ」、「目的に応じて読む」、「本から学び自らの考えを深める」について、具体的な目標を立て、取り組んできました。取組の柱ごとの子供の読書活動に関する状況は次のとおりです。

- 「本に親しむ」に関しては、令和元年と比較して、全ての校種において不読率が横ばい又は微増の傾向があり、引き続き課題であると言えます。

- 「目的に応じて読む」に関しては、令和元年と比較して、小学校・中学校・高等学校の全ての校種で増加しており、改善傾向にあります。

- 「本から学び自らの考えを深める」に関しては、小学校については目標値を超え、中学校については目標値に近い値で横ばいに推移しており、一定の成果が出ています。高等学校においては令和3年と比較してやや増加しており、改善傾向にあります。

なお、子供の読書習慣の形成を支える環境整備については、次のとおりです。

人的環境については、学校司書の配置状況が、小学校が21.2%から87.1%に、中学校が29.2%から83.8%、高等学校は2.2%から23.2%と、いずれの校種においても配置が大きく拡充されています。また、司書教諭等の人材育成については、研修の事後アンケートにおいて、研修の内容が、所属校の図書館運営や読書活動の推進に「役に立つ」と回答する受講者は90%を超えています。このことから、人的環境の整備は進んでいると言えます。

物的環境については、目標値には達していないものの、図書資料の適切な廃棄・更新に努めている学校の割合が、小学校が98.5%、中学校が96.2%、高等学校が89.6%、特別支援学校が100%であり、新聞を配備している学校の割合についても、全ての校種において上昇しており、改善傾向にあります。

これらの状況から、全ての校種において課題となった「本に親しむ」を取組の柱とし、読書習慣の形成を促すのはもちろんのこと、中学校・高等学校において目標値に達していない「目的に応じて読む」や「本から学び自らの考えを深める」の柱についても引き続き取り組み、大人への過渡期にある生徒が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書をする態度を育成する必要があります。また、環境整備についても引き続き取り組み、子供の読書習慣の形成を支える必要があります。

#### 第四次計画における成果指標

##### ■ 本に親しむ

1か月に一冊も本を読まない子供の割合(不読率)

	目標値	R1	R2	R3	R4	R5
小	2%以下	9.8%	—	12.9%	9.3%	11.8%
中	8%以下	16.3%	—	16.3%	14.4%	17.5%
高	26%以下	47.9%	47.7%	46.4%	51.4%	54.2%

##### ■ 目的に応じて読む

興味・関心があることや学習に関することを本や資料などで調べている子供の割合

	目標値	R1	R2	R3	R4	R5
小	60%以上	61.2%	—	66.0%	69.2%	67.7%
中	60%以上	48.8%	—	54.6%	57.2%	53.8%
高	60%以上	17.4%	19.3%	19.8%	26.4%	26.7%

##### ■ 本から学び自らの考えを深める

本を読んで自分の考えが広がったり(小)、自分の生き方等を考えたり(中・高)する子供の割合

	目標値	R3	R4	R5
小	60%以上	75.4%	76.8%	75.2%
中	60%以上	57.8%	60.2%	57.1%
高	60%以上	49.8%	55.7%	52.8%

※R3からの新規質問項目

「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査、広島県高等学校生徒質問紙調査  
(広島県教育委員会)

## 2 第四次計画における取組（指標）の状況

	指標	基準値 (H30)	目標値	実績 (R5)
本に親しむ	多くの親子が集まる機会に、乳幼児と保護者に対して本に触れるきっかけづくりを行っている市町	21 市町	23 市町	23 市町
	児童生徒の発達段階や実態に応じた本に親しませる取組を実施している割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県高等学校学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	84.3%（小） 89.5%（中） —（高） 100%（特）	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	94.0%（小） 93.3%（中） 76.1%（高） 100%（特）
	園・所が読み聞かせをほぼ毎日実施している割合	88.2%	100%	97.3%
	全校一斉の読書活動を実施している学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	98.9%（小） 100%（中） 68.3%（高）	100%（小） 100%（中） 100%（高）	92.9%（小） 92.5%（中） 47.5%（高）
	「子ども読書の日」または「古典の日」における読書活動の取組を実施している学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	100%（小） 99.6%（中） 79.0%（高） 100%（特）	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	74.3%（小） 65.3%（中） 45.0%（高） 87.5%（特）
	読書活動年間指導計画等に基づき、教科等の学習に応じて読書活動を推進している学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	93.0%（小） 82.0%（中） 30.5%（高） 100%（特）	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	89.2%（小） 81.2%（中） 39.0%（高） 100%（特）
目的に応じた読む	青少年を対象とした本の紹介（図書館だより、リーフレット、リスト、HP、SNS 等による）を行っている公立図書館	20 市町	23 市町	21 市町
	学校外の読書感想文、小論文等、本や資料を活用した作品コンクールの応募、校内で同様のコンクールや読書会等を開催している学校の割合（小・中・特） 読書感想文や小論文等を書いたり、発表したりするなど、本や資料を活用し、自らの考えを深め表現する機会を設けている学校の割合（高） （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県高等学校学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	93.4%（小） 90.0%（中） 65.4%（高） 37.5%（特）	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	90.5%（小） 87.9%（中） 76.6%（高） 87.5%（特）
本から学び自らの考えを深める	読書ボランティアが児童サービスに協力している公立図書館の割合 （県内公共図書館等の活動状況（広島県公共図書館協会）による）	68.9%	80%以上	83.3%
	図書館職員の研修の事後アンケートにおいて「大いに役に立つ」と回答した割合（「初」は初任者研修、「専」は専門研修）	75.8%（初） 83.3%（専）	80%（初） 90%（専）	81.3%（初） 92.0%（専）
	司書教諭等研修の事後アンケートにおいて「役に立つ」と回答した割合	—	90%以上	98.1%
	学校司書配置状況 （公立学校における学校司書の配置状況に関する調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	21.2%（小） 29.2%（中） 2.2%（高）	—	87.1%（小） 83.8%（中） 23.2%（高）
物的整備の充実	乳幼児、児童及び青少年の発達段階に応じた図書館資料の収集とサービスの充実を行っている公立図書館の割合	92.1%（乳） 100%（児） 87.6%（青）	95%（乳） 100%（児） 90%（青）	93.2%（乳） 100%（児） 88.7%（青）
	障害者サービスを実施している市町	16 市町	23 市町	18 市町
	図書資料の適切な廃棄・更新に努めている学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県高等学校学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	—	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	98.5%（小） 96.2%（中） 89.6%（高） 100%（特）
	新聞を配備している学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	32.8%（小） 22.5%（中） 81.7%（高） 12.5%（特）	100%（小） 100%（中） 100%（高） 100%（特）	79.0%（小） 72.8%（中） 83.8%（高） 43.7%（特）
	公立図書館と連携している学校の割合 （「基礎・基本」定着状況調査学校質問紙調査、広島県児童生徒学習意識等調査学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査）	68.0%（小） 41.1%（中） 15.9%（高） 50.0%（特）	100%（小） 70%（中） 40%（高） 100%（特）	75.7%（小） 50.6%（中） 71.3%（高） 100%（特）

### 3 第四次計画の現状を踏まえた今後の対応

#### 【読書活動の充実】

- 多くの園・所において、乳幼児への読み聞かせはほぼ毎日行っていますが、県が実施した「令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」によると、家庭での子育てや家庭教育で大切にしていること、心がけていることについて、「絵本の読み聞かせをすること」と回答した保護者は、7割程度に留まっています。子供が乳幼児期から本に親しむことができるよう、保護者に働きかける取組などを進めることが必要です。
- 「広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査」の「1か月の間に、何冊くらい本を読んでいますか。」という質問に対して、「読んでいない」と回答した児童生徒の、本を読まない理由としては「読書より他にやりたいことがあったから (R5：小46.3%、中45.1%)」の割合が最も多くなっています。また、「広島県高等学校生徒質問紙調査」の「平日(月曜日～金曜日)、1日にどのくらい携帯電話等を用いてメールやSNS等を利用しますか。」という質問に対して、「1～3時間」「3～4時間」「4時間以上」と回答した生徒の割合の合計が、68.1% (R1) から77.5% (R5) と増加しています。これらのことから、読書に使う時間が減っていると考えられます。児童生徒が、家庭でも学校でも主体的に読書活動を行うことができるよう、読書活動の機会や読書環境を充実させることが必要です。

#### 【組織的・計画的な読書指導】

- 読書指導の年間指導計画を立てて計画的に指導をしている学校は、小・中学校において微減傾向にあり、高等学校においては4割程度に留まっています。そのため、各学校において年間指導計画を立て、各教科や総合的な学習(探究)の時間等において、本や資料を活用して児童生徒自らが調べる活動につなげていく探究的な要素を取り入れることや、本を読んで考えをもったり表現したりする教育活動を計画的に推進することが必要です。
- 司書教諭等研修受講者のいる学校における、受講当年と翌年の、「広島県児童生徒学習意識等調査」で、「1か月の間に、何冊くらい本を読んでいますか。」という質問に対して「読んでいない」と回答した児童生徒の割合が減少した学校は5割程度、「読書指導の年間指導計画を立て、計画的に指導を行った」という項目について肯定的な回答に転じた学校は3割程度に留まっています。このことから、学校図書館担当者だけでなく、学校全体で組織的・計画的な読書指導に取り組むことが必要です。

#### 【公立図書館との連携】

- 「広島県児童生徒学習意識等調査」において、「公立図書館等と連携している。」と回答した小学校は、そうでない小学校に比べて、1か月に本を一冊も読まない児童の割合が4.6ポイント少ないなどの成果が出ています。一方、公立図書館との連携を行っていない学校が3割程度あります。各学校がその意義や重要性についての理解を深め、公立図書館との連携を充実していくことが必要です。

## IV 第五次計画における基本的な考え方

### 1 基本理念

生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きようとする人づくり

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和7年からおおむね5年間とします。

### 3 基本方針

第五次計画では、基本理念に基づき、国や県の動向を踏まえ、第四次計画の成果と課題に述べたとおり、取組の三つの柱「本に親しむ」、「目的に応じて読む」、「本から学び考えを深める」を引き継ぐとともに、それぞれの柱における目指す子供の姿を明確に示しました。

#### <目指す子供の姿>

- 子供が読書を楽しみ、主体的に本を読んでいる（本に親しむ）。
- 子供が様々な選択肢の中から、目的に応じて本や資料を選び、活用している（目的に応じて読む）。
- 子供が読書を通じて、考えを広げたり自己の生き方に生かしたりしている（本から学び考えを深める）。

これら目指す子供の姿の実現に向けて、次の5点に重点を置き、取組を推進します。

#### (1) 絵本に触れる機会の充実

平成28年から、園・所等における絵本の読み聞かせに係る研修や訪問支援など、乳幼児期から絵本等に親しませる取組を実施したこと等により、「乳幼児期の育ちに関する調査」において、乳幼児へほぼ毎日読み聞かせをしている園・所は、89.3%（R1）から97.3%（R5）に増加しました。

一方、「広島県子供の生活に関する実態調査」によると、家庭における読み聞かせについては、7割程度に留まっています。

小学校入学前に読み聞かせをしてもらった子供は、小学5年生時に読書に関する興味が高いという、「子ども読書活動推進に関する評価・分析事業」の調査結果等を踏まえて、保護者への取組の一層の充実を図り、乳幼児が絵本に触れる機会の充実に取り組んでいきます。

#### (2) 電子書籍の充実

第四次計画策定以降、子供の生活の変化として、スマートフォンの使用時間の増加が挙げられます。スマートフォンや学校での一人1台端末等を使って、時間や場所を問わず、読書を楽しむことができる電子書籍を整備することは、子供の読書形態の選択肢や読書機会の拡充につながると考えられます。また、電子書籍の、文字の大きさや色、背景の色を変更したり、読み上げ機能を活用したりすることで、多様な子供たちの読書機会の確保にもつながります。全ての子供たちが主体的に読書活動を行えるよう、発達段階に応じて電子書籍による読書や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス、サピエ図書館の活用を推進していきます。

### (3) 組織的・計画的な読書指導の充実

「司書教諭等研修」や司書教諭や図書館職員のスキルアップに向けた研修の受講者の「役に立った」という回答は9割を超えていることから、一定の成果が見られました。

しかしながら、受講者のいる学校において、不読率の改善が見られた学校は5割程度、計画的な読書指導につながった学校は3割程度に留まっています。

研修内容を学校全体での組織的な取組に広げるためには、学校図書館長である校長が、その重要性を認識し、実践する必要があるため、管理職研修等で校長等へ働きかけ、司書教諭、学校司書を中心とした、組織的・計画的な読書指導が行われるよう取組を推進していきます。

### (4) 図書館を活用した学びの充実

広島県学習意識等調査等の分析によると、「探究的な学び」が充実している学校は、本や資料を活用して、興味・関心があることや学習に関することを調べるなど、目的に応じて本を読む児童生徒が多い傾向があります。このことから、図書館資料を活用した探究的な学びの充実に向けた取組を推進していきます。

### (5) 公立図書館との連携の促進

県立図書館からの働きかけや各市町図書館の継続的な取組により、乳幼児、児童生徒の発達段階に応じた図書館資料の整備やサービスの充実に取り組んでいる公立図書館の割合は増加しています。

しかしながら、公立図書館と連携している学校の割合は、平成30年度より増加しているものの、令和5年度において、小学校は75.7%、中学校は50.6%、高等学校は71.3%に留まっています。

広島県学習意識等調査等の分析によると、「公立図書館と連携している」と回答した学校の児童生徒は、本を読むことが好きで、不読率が低い傾向があります。このことから、学校と公立図書館との連携を促進していきます。

## 4 施策体系

柱		中項目
柱1	本に親しむ (楽しむ読書)	家庭・地域における読書活動の推進
		乳幼児期における読書活動の推進
		児童生徒に対する読書活動の推進
柱2	目的に応じて読む (見つける読書)	学校図書館等を活用した学習の推進
		日常生活等で本や資料を選び活用する取組の推進
柱3	本から学び考えを深める (考える読書)	本や資料等を基に考えをもつ学習の推進
		日常の読書活動を通じて考えをもつ取組の推進
環境 整備	人的整備の充実	多様な人々の参画
		多様な人材の育成
	物的整備の充実	魅力的な読書環境づくり
		関係機関連携の強化

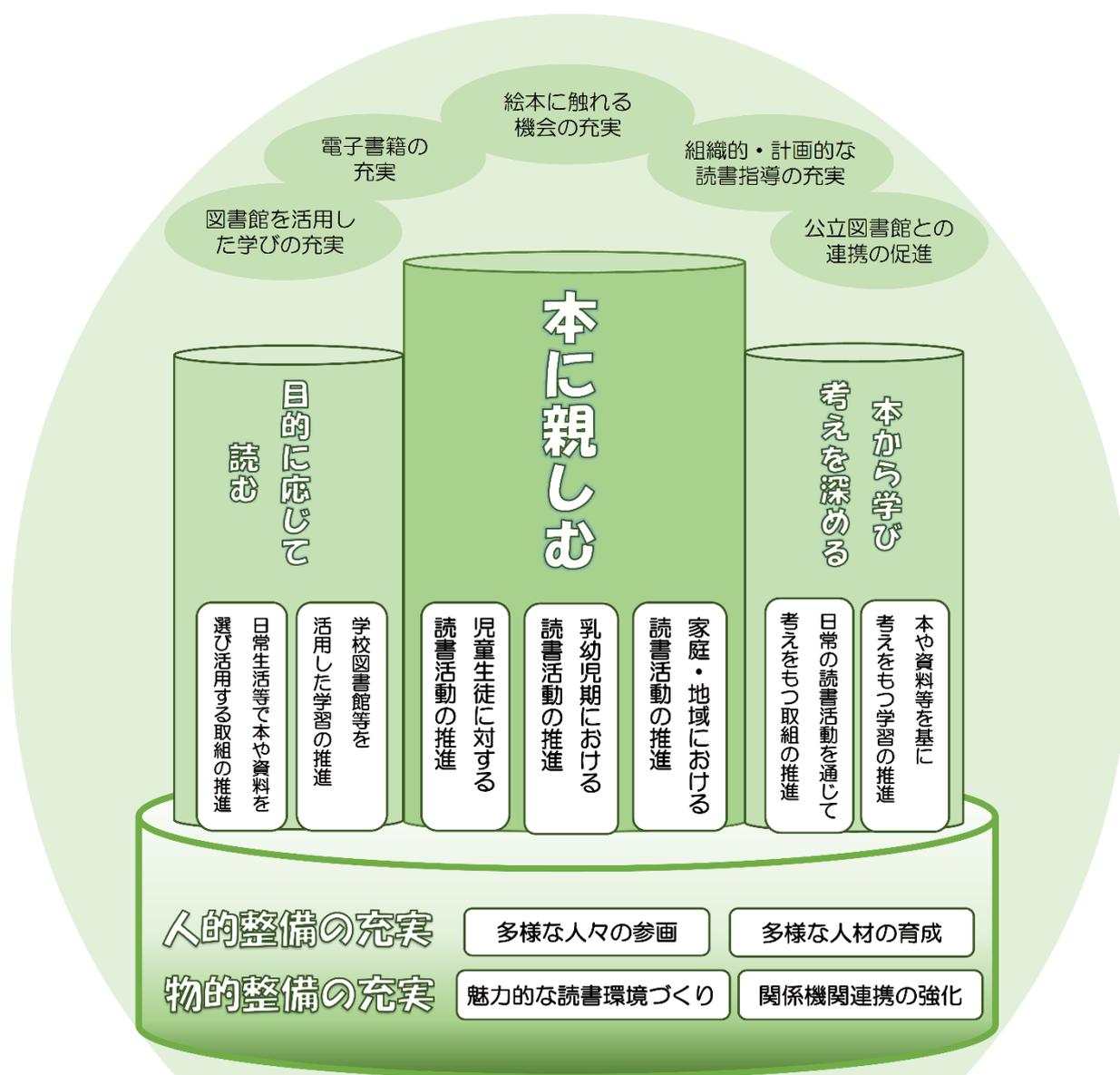
## 5 施策イメージ

### 基本理念

生涯にわたって読書に親しみ、人生をより深く豊かに生きようとする人づくり

### 目指す子供の姿

- 子供が読書を楽しみ、主体的に本を読んでいる。
- 子供が様々な選択肢の中から、目的に応じて本や資料を選び、活用している。
- 子供が読書を通じて、考えを広げたり自己の生き方に生かしたりしている。



### 【国の基本的方針】

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| I 不読率の低減               | II 多様な子どもたちの読書機会の確保 |
| III デジタル社会に対応した読書環境の整備 | IV 子ども視点に立った読書活動の推進 |

## 第2章 全ての子供の読書習慣の形成に向けた取組

### I 本に親しむ（楽しむ読書）

#### 目指す子供の姿

子供が読書を楽しみ、主体的に本を読んでいる

#### 1 家庭・地域における読書活動の推進

##### (1) 家庭における読書活動の推進

子供の読書習慣は、家庭での日常生活を通して形成されるものであり、家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、家族で図書館や書店に向いて一緒に本を選んだりするなど、子供の成長や発達段階に応じて、読書に親しむきっかけや環境をつくるのが大切です。

県教育委員会では、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図り、読書に対する子供の興味・関心を広げられるよう、家庭で本に親しむことや一緒に読書をする事の大切さについての情報発信や、好事例の紹介をしていきます。

##### (2) 地域における読書活動の推進

地域においては、それぞれの市町が読書計画を策定し、子供の読書活動推進に取り組んでおり、その中でも公立図書館は、子供が読みたい本を自由に選ぶことができる場であり、司書や司書補が相談役として読書活動を支援する場でもあります。

また、子供たちが本に親しむためのイベントの開催や、推薦図書等の情報提供、読書を通じた体験活動（子ども司書、ブックトーク、ビブリオバトル等）の場を提供しています。

県立図書館では、発達段階に応じた本のリストを提供したり、子供たちの興味・関心を高める配架の仕方を工夫したりするなど参考となる取組を実施します。また、定期的で開催する「けんりつ・おはなし会」の内容等を市町立図書館やボランティアの参考となるよう発信していきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	家庭で本に親しむことや一緒に読書をする事の大切さについての情報発信や、学校に対して、親子読書などの家庭内で取り組める読書についての好事例の紹介をする。【充実】	①③
2	多様な子供たちに応じた本の情報、公立図書館で実施されている児童・青少年サービス等、電子図書館を含む子供の読書に関わる情報発信を行う。	①②④
3	ボランティアと連携し、「けんりつ・おはなし会」を定期的で開催する。	①

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 2 乳幼児期における読書活動の推進

乳幼児期は、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得する大切な時期であり、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

特に、乳幼児期における読み聞かせは、新しい言葉や世界を知り、想像する力や考える力を育むことにつながります。

そのため、家庭における読み聞かせが充実するよう、保護者に読み聞かせの大切さや楽しさを伝える機会を増やす必要があります。

県教育委員会では、乳幼児期の成長過程に応じた絵本の楽しみ方などに関する情報の発信や、絵本の読み聞かせに関する参加体験型学習プログラムの提供、市町等が行う読み聞かせイベントの支援などに取り組みます。

また、園・所等においても、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが重要です。

園・所等における読み聞かせの機会を充実するため、県立図書館と連携して様々な種類の図書を貸し出す取組や、読書環境の充実を図るための研修会などを実施します。

### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	絵本の読み聞かせに関する啓発資料等について、紙媒体に加えて、SNSや母子手帳アプリ等を活用した情報発信を行う。【充実】	①
2	保護者が読み聞かせの大切さや楽しさを交流しながら学べる参加体験型学習プログラムの提供や、市町等が行う読み聞かせイベントの実施を支援する。【充実】	①
3	ブックスタートをはじめ、本に触れるきっかけづくりになる市町の取組を支援する。	①
4	ネウボラ等と連携して、乳幼児健診等の場で絵本の読み聞かせを実施する。【新規】	①
5	園・所等における読書環境が整うよう、物語絵本、科学絵本や図鑑など様々な種類の図書の貸出しを行う。【充実】	①⑤
6	園・所等における読書活動を推進する中心的な人材を育成するための研修会を開催する。【新規】	①
7	園・所等における保護者向けの読み聞かせに関する啓発が充実するよう、好事例等の情報発信を行う。【充実】	①
8	幼児教育アドバイザー等が園・所等を訪問する際、読書環境の充実の視点で助言を行う。	①
9	私立の幼稚園、保育園、認定こども園に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	①⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

### 3 児童生徒に対する読書活動の推進

学校は、子供が生涯にわたって読書に親しみ、人生をより豊かに生きていくために、大きな役割を担っています。また、多様な背景をもつ子供の状況を踏まえ、多くの子供が長い時間を過ごす学校において、読書の機会が確保されることは重要です。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒の発達段階や実態に応じて、学校図書館における多様な読書活動の工夫や読書機会の充実など、本に親しませる取組を推進する必要があります。

県教育委員会では、児童生徒が、多様な読書活動を通して多くの語彙や表現に触れ、新たな考え方に出会うことができるよう、学校における読書機会の充実について働きかけたり、学校図書館を効果的に活用している好事例等を情報発信したりする等、学校における読書活動推進を支援していきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	学校における一人1台端末を活用した、公立図書館等の電子書籍による読書活動について働きかけを行うとともに、好事例等を情報発信する。【新規】	②⑤
2	障害の状態に応じた読書補助具やICT機器の活用等について、学校の理解促進を図るとともに好事例や読書バリアフリーに関するサービスを情報発信する。【新規】	②
3	全校一斉の読書活動や、「子ども読書の日」、「古典の日」、「読書週間」等の組織的な取組の実施による、児童生徒の読書機会の充実について各種研修等で働きかける。【充実】	③
4	児童生徒の発達段階や実態に応じた本に親しませる取組（推薦図書の紹介、児童生徒同士が本を紹介し合う活動、読み聞かせ等）の効果について、各種研修で理解促進を図るとともに、好事例等を情報発信する。	③
5	選書基準を設定し、図書購入リクエスト等、児童生徒の意見聴取の機会の確保をするよう、各種研修等で働きかける。【新規】	③
6	県立図書館は、学校図書館に貸し出す図書館資料の充実を図るとともに、広報や訪問等によって利用を働きかけ、学校図書館を支援する。【充実】	⑤
7	私立の小学校、中学校、高等学校に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 「本に親しむ（楽しむ読書）」の成果指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	週に1回以上読み聞かせをしている保護者の割合 <small>乳幼児期の育ちに関する調査（広島県教育委員会）による</small>	—	75%以上 (年少～年長児)
2	「本を読むのが好きです」（小・中）、「本を読むことには、意義があると思います」（高）という質問に対して、肯定的に回答する子供の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査、広島県高等学校生徒質問紙調査による</small>	76.3%（小） 68.9%（中） —	90%以上（小） 80%以上（中） 70%以上（高）
3	「1か月の間に、本を何冊くらい読みましたか」という質問に対して「読んでいない」と回答する子供の割合（不読率の低減） <small>広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査、広島県高等学校生徒質問紙調査による</small>	11.8%（小） 17.5%（中） 54.2%（高）	2%以下（小） 8%以下（中） 26%以下（高）

※成果指標に示す小学校、中学校、高等学校には、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程を履修している特別支援学校を含む。

## 【参考】「本に親しむ（楽しむ読書）」に関連する指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	保護者に対し、おすすめの絵本（知識・科学絵本を含む）や物語などを紹介している園・所の割合 <small>乳幼児期の育ちに関する調査（広島県教育委員会）による</small>	84.8%	100%
2	公立図書館の団体貸出しを利用している園・所の割合 <small>乳幼児期の育ちに関する調査（広島県教育委員会）による</small>	33.3%	40%
3	公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり） <small>図書館統計（広島県公共図書館協会）による</small>	4.6冊	5.0冊
4	「好きな本があります」という質問に対して、肯定的に回答する子供の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査による</small>	—	90%（小） 80%（中）
5	全校一斉読書等、読書活動を計画的・組織的に実施している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	92.9%（小） 92.5%（中） 47.5%（高） —（特）	100%（小） 100%（中） 70%（高） 100%（特）
6	本に親しませる取組を実施している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県高等学校学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	94.0%（小） 93.3%（中） 76.1%（高） 100%（特）	100%（小） 100%（中） 80%（高） 100%（特）

## Ⅱ 目的に応じて読む（見つける読書）

### 目指す子供の姿

子供が様々な選択肢の中から、目的に応じて本や資料を選び、活用している

#### 1 学校図書館等を活用した学習の推進

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領には、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、公立図書館の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させることなどの読書に関する事項が示されています。

また、多様な課題が生じている今日においては、様々な情報を活用し、課題の発見・解決や、社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められています。探究的な学習や教科の学習において、情報を収集、整理・分析し、まとめ・表現することができるようにするために、学校図書館の効果的な活用が必要です。

県教育委員会では、図書館資料を活用した探究的な学びの好事例や、学校図書館を活用した、各教科等における児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組例を普及・啓発することにより、各学校図書館を活用した読書活動推進の支援をします。また、各種研修や学校訪問等の機会を捉えて、学校図書館の機能を活用した、教科等の授業づくりなどについて指導・助言していきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	司書教諭等研修や管理職研修で、「読書活動年間指導計画」や「学校図書館年間利用計画」、「情報活用能力指導計画」等に基づき、学校図書館の機能を活用した、教科や総合的な学習（探究）の時間等の学習に応じた読書活動の推進について働きかける。【充実】	③④
2	司書教諭等研修で、学校図書館の利用についてのオリエンテーションの実施を働きかける。【新規】	③④
3	各種研修や県教育委員会 HP「夢あふれる学校図書館」において、学校図書館を探究的な学習等で活用している学校の取組、県教育委員会や県立図書館の取組を紹介する。【充実】	④
4	県立図書館は、選書・環境整備等の参考となるよう「ひろしま子どもサイエンスライブラリー」「青少年の学びのトビラ」等、学校図書館を活用する学習につながる図書館サービスの充実を図る。【充実】	④⑤
5	県立図書館は、広島県の特色や地域の課題など実社会と関連した探究的な学習等を支援するための郷土資料の収集・貸出しを行う。	④⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 2 日常生活等で本や資料を選び活用する取組の推進

子供が、家庭や学校以外において、自分の興味のある本を選んだり、学習したりする場所として、公立図書館は大きな役割を担っています。

子供が主体的に本や資料を選び、活用することができるよう、乳幼児期から、自ら興味・関心のある本を見つけられる環境にすることや、公立図書館の活用を促進することが大切です。

また、県立図書館や一部の市立図書館において電子図書館サービスが実施されています。学校では、一人1台端末が配備されていることから、時間や場所を問わず活用できる電子図書館の特性（利点）について周知することによって、興味・関心がある本や資料、課題解決の手助けとなる本や資料を選び、活用する機会の拡大につながることを期待されています。

県教育委員会では、日常生活において、本や資料を活用する子供が増えるよう、公立図書館の利活用について、情報発信を行い、各学校の取組を支援していきます。

### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	園・所等における読書環境が整うよう、物語絵本、科学絵本や図鑑など様々な種類の図書の貸出しを行う。《再掲》	①⑤
2	司書教諭等研修や学校訪問等において、公立図書館（電子図書館を含む）の活用について好事例等を情報発信する。【充実】	②⑤
3	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校や保育園、認定こども園に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 「目的に応じて読む（見つける読書）」の成果指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	「興味・関心があることや学習に関することを、 本や資料を活用して調べている」という質問に對 して、肯定的に回答する子供の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査、広島県高等学校生徒質問紙調査による</small>	67.7% (小) 53.8% (中) 26.7% (高)	80%以上 (小) 70%以上 (中) 60%以上 (高)

※成果指標に示す小学校、中学校、高等学校には、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程を履修している特別支援学校を含む。

## 【参考】「目的に応じて読む（見つける読書）」に関連する指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	読書活動年間指導計画等に基づき、計画的に指導 している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	89.2% (小) 81.2% (中) 39.0% (高) 100% (特)	100% (小) 100% (中) 70% (高) 100% (特)
2	県立図書館が市町立図書館及び学校図書館等から の希望に応じ貸出しする冊数 <small>サービスの利用状況（広島県立図書館）による</small>	8,432 冊	13,000 冊
3	公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり） 《再掲》 <small>図書館統計（広島県公共図書館協会）による</small>	4.6 冊	5.0 冊

### Ⅲ 本から学び考えを深める（考える読書）

#### 目指す子供の姿

子供が読書を通じて、考えを広げたり自己の生き方に生かしたりしている

#### 1 本や資料等を基に考えをもつ学習の推進

子供は、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が養われます。

学校は、様々な読書活動を通じて、児童生徒が自分の考えを形成したり、表現したりするなどの学習を推進することが重要です。

県教育委員会では、各種研修や訪問等において、児童生徒が様々な本や資料を活用して自分の考えを形成したり表現したりする学習活動について指導・助言するとともに、読書を通じた考えの形成や表現が、学校の教育活動全体で行われるよう、好事例や各種サービスを情報提供していきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	各種研修や学校訪問等において、様々な本や資料を活用した授業づくりについて、指導・助言を行う。【充実】	④
2	司書教諭等研修において、ICT 機器を活用した読書記録等、本や資料を活用して自分の考えを表現する取組を紹介する。【新規】	④
3	司書教諭等研修において、児童生徒の本や資料を活用した探究活動を支援するサービス等について紹介する。【新規】	④⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 2 日常の読書活動を通じて考えをもつ取組の推進

子供の読書に関する発達段階ごとの特徴について、「子どもの読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（平成30年3月）」では、小学校中学年になると、「最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになる」傾向があるとの指摘があります。また、中学生の時期には、「多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる」とあります。

県教育委員会では、このような子供の発達段階等を十分に勘案した上で、子供が読書を通じて考えを広げたり自己の生き方に生かしたりするために、学校図書館や公立図書館を通して、本や資料の情報を提供していきます。

### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	公立図書館は、児童生徒の興味・関心の高い本や、自らの生き方や社会問題等について考えを深めるきっかけとなる本を、学校に提供する。	⑤
2	児童生徒が読書活動を通じて自分の考えを形成したり表現したりするのに役立つ、公立図書館の本や資料、サービス等の紹介を行う。	②⑤
3	私立の小学校、中学校、高等学校に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

「本から学び考えを深める（考える読書）」の成果指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	「本を読んで、知りたいことが分かったり、自分の考えを広げたりすることがある。」（小）、「本を読んで、自分の生き方や社会との関わり方について考えることがある。」（中・高）という質問に対して、肯定的に回答する子供の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査児童生徒質問調査、広島県高等学校生徒質問紙調査による</small>	75.2%（小） 57.1%（中） 52.8%（高）	80%以上（小） 70%以上（中） 60%以上（高）

※成果指標に示す小学校、中学校、高等学校には、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程を履修している特別支援学校を含む。

【参考】「本から学び考えを深める（考える読書）」に関連する指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	様々な読書活動を通じて、児童生徒が自分の考えを形成し、表現するなどの取組を推進している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県高等学校 学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	90.5%（小） 87.9%（中） 76.6%（高） 87.5%（特）	100%（小） 100%（中） 90%（高） 100%（特）
2	公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり） 《再掲》 <small>図書館統計（広島県公共図書館協会）による</small>	4.6冊	5.0冊

### 第3章 環境整備

#### I 人的整備の充実

##### 1 多様な人々の参画

全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるようにするには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠であり、学校や公立図書館における読み聞かせ等のボランティア活動や、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援等を地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要です。

県教育委員会では、管理職研修等において、学校図書館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭や学校司書等を中心に、学校全体で組織的・計画的な読書指導に取り組めるよう、働きかけていきます。さらに、読書活動を学校経営計画に位置付け、学校評価によりPDCAサイクルを回しながら、効果的な読書活動が行われるよう、働きかけていきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	校長のリーダーシップの下、司書教諭等を中心とした学校図書館運営が組織的・計画的に行われるよう、管理職研修において働きかける。(小・中・特)【新規】 学校図書館全体計画の策定を促すとともに、校長を館長とし、司書教諭等を中心とした学校図書館運営の組織体制の構築を図る。(高)【新規】	③
2	市町立小・中学校等の学校司書(専ら学校図書館の職務に従事する職員)の配置の拡充について、市町教育委員会に対して働きかける。県立学校の学校司書(専ら学校図書館の職務に従事する職員)の配置の拡充に努める。	④
3	県立学校において、学校司書等を対象とした研修の機会を設け、図書館担当者間のネットワーク構築の機会を設ける。【新規】	④⑤
4	地域・保護者・ボランティア等様々な人材と協働して読書活動を推進することの意義について、学校の理解促進を図る。【充実】	①③⑤
5	読書ボランティア団体の情報を市町へ提供するなど、ボランティアの活動機会が増えるよう必要な支援を行う。	①⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 2 多様な人材の育成

図書館における司書等の専門的職員は、児童・青少年図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技能等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、読書活動に関する相談に応じるよう努める必要があります。

公立図書館では、図書館における司書等の専門的職員や教職員、読書ボランティア等、多様な人材のスキルアップが求められます。

学校図書館における司書教諭は、学校図書館を活用した授業や情報活用能力の育成について助言を行うとともに、全ての教職員が児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用するよう働きかけることが求められています。

また、読書活動を推進する人材育成の視点として、教職員を目指す大学生のうちから、子供の読書活動の推進の意義について働きかけていくことが大切です。

県教育委員会では、学校図書館担当者の力量向上を図るだけでなく、例えば、読書ボランティアの交流機会を設け、情報交換や活動の活性化を図るなど、子供の読書活動に関わる全ての人材のスキルアップに向けた取組を充実します。

### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	園・所等における読書活動を推進する中心的人材を育成するための研修会を開催する。【新規】《再掲》	①
2	県内の大学と連携し、教職員を目指す大学生に対して読書活動の推進の意義について周知し、理解の促進を図る。【新規】	④
3	各校の学校図書館の活用が充実するよう、先進的に取り組んでいる学校図書館の見学会を実施する。	③
4	司書教諭等研修の内容や対象者を見直し、学校図書館担当者の力量向上を図るとともに、学校全体の取組につながる研修を実施する。【充実】	③
5	教育センターの「子どもの視点に立った読書活動の推進」を目指した講座において、実践発表や取組の交流を実施する。【新規】	④
6	県立図書館は、公立図書館職員に対し、経験年数に応じた研修を実施する。	⑤
7	県立図書館は、教職員に対し、教育現場で役立つ本や情報の調べ方についての研修を実施する。	④⑤
8	県立図書館は、読書ボランティア等に対し、実践的な研修を実施する。	①⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

「人的整備」に関連する指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	読書活動年間指導計画等に基づき、計画的に指導している学校の割合《再掲》 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	89.2% (小) 81.2% (中) 39.0% (高) 100% (特)	100% (小) 100% (中) 70% (高) 100% (特)
2	学校司書を配置している学校の割合 <small>公立学校における学校司書の配置状況に関する調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	87.1% (小) 83.8% (中) 23.2% (高)	90% (小) 90% (中) 80% (高)
3	ボランティアや保護者等、様々な人材が学校図書館に関わっている学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状等に関する調査による</small>	— (小) — (中) 6.3% (高) — (特)	90% (小) 50% (中) 20% (高) 50% (特)
4	読書ボランティアが児童サービスに協力している公立図書館の割合 <small>県内公共図書館等の活動状況（広島県公共図書館協会）による</small>	83.3%	100%
5	公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり） 《再掲》 <small>図書館統計（広島県公共図書館協会）による</small>	4.6冊	5.0冊

## Ⅱ 物的整備の充実

### 1 魅力的な読書環境づくり

多様な子供たちの読書活動の充実に向け、公立図書館や学校図書館の整備・充実を図るとともに、関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要です。

公立図書館では、利用者のニーズに対応できるよう、電子書籍を含む多種多様な図書館資料の収集・提供や誰もが安心して利用できる場の整備が必要です。また、県立図書館が中心となって県内全域のサービス向上につながるよう本や読書に係る様々な情報の共有に努めます。

学校図書館は、学校図書館法において「図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備である」と示されており、学校の教育活動全体で頻繁に活用され、子供たちの「心の居場所」となる、魅力的な学校図書館となることが求められています。

県教育委員会は、図書館資料の適切な廃棄・更新が組織的・計画的に行われ、児童生徒が落ち着いて読書を行うことのできる、知的好奇心を醸成する学校図書館となるよう、先進的な取組を進めている学校の事例を発信していきます。

#### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	各種研修等で、「学校図書館リニューアルの手引」を活用し、図書館資料の適切な廃棄・更新や、多様な図書の実態等、組織的・計画的な図書館の整備を働きかける。【充実】	③
2	県内の「子供の読書活動優秀実践校・園」（文部科学省）の取組や、学校教育目標の実現に向けた学校図書館整備の好事例を、司書教諭等研修や「夢あふれる学校図書館」の公開等で広く普及する。【充実】	③④
3	電子書籍やバリアフリー図書等の充実及びリーディングトラッカー等の読書補助具の配備を働きかけるとともに、整備が進んでいる市町や学校の工夫について、様々な機会に発信する。【新規】	②④
4	県立図書館は、「ひろしま子どもサイエンスライブラリー」など魅力的な読書環境づくりに取り組むとともに、サービスの充実を図り、市町立図書館等への情報提供に努める。	⑤
5	県立図書館は、点字付き資料、LLブック、マルチメディアDAISY図書等の資料や外国語資料、日本語学習者向け資料、電子書籍の充実を図るとともに、学校や関係機関等へ情報提供に努める。【充実】	②⑤
6	県立図書館において、矯正施設等と連携し、様々な境遇の子供たちへの読書機会の提供を図る。	⑤
7	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校や保育園、認定こども園に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

## 2 関係機関連携の強化

多様な子供たちの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組むとともに、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。

公立図書館では、県内全域において必要な図書館資料を流通させ、読書機会の確保をしていきます。

県教育委員会では、学校図書館と公立図書館の連携、公立図書館同士の連携・協力体制の強化、加えて、学校図書館同士の連携促進に努めていきます。

### 【具体的な取組一覧】

	取組内容	重点
1	公立図書館との連携が充実するよう、各種研修等で公立図書館との連携の意義や価値を周知するとともに、好事例を情報発信する。【充実】	⑤
2	公立図書館で行われている児童・青少年サービス、学校支援サービス等を、学校に情報提供する。	⑤
3	県立図書館は、市町立図書館及び学校図書館等に対して図書館資料や国立国会図書館が提供する図書館向けサービスの情報等を提供し、県内全域における読書機会の充実を図る。【充実】	⑤
4	県立図書館は、市町立図書館に対して、学校図書館と連携する際に必要な情報や図書館資料を提供し、連携を支援する。	④⑤
5	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校や保育園、認定こども園に対し、関係機関から情報提供のあった図書に関する内容について周知を行う。	⑤

※重点欄の丸数字は、①絵本に触れる機会の充実、②電子書籍の充実、③組織的・計画的な読書指導の充実、④図書館を活用した学びの充実、⑤公立図書館との連携の促進とする。

「物的整備」に関連する指標

	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	適切な廃棄・更新をしている学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県高等学校学校質問紙調査、広島県学校図書館の現状に関する調査による</small>	98.5% (小) 96.2% (中) 89.6% (高) 100% (特)	100% (小) 100% (中) 100% (高) 100% (特)
2	公立図書館等と連携し、電子書籍を活用できる環境を整備している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状に関する調査による</small>	14.1% (小 R6) 14.5% (中 R6) 17.5% (高) — % (特)	75% (小) 75% (中) 75% (高) 75% (特)
3	バリアフリー図書等を整備している学校の割合 <small>広島県児童生徒学習意識等調査学校質問調査、広島県学校図書館の現状に関する調査による</small>	65.2% (小 R6) 61.9% (中 R6) 83.8% (高) — % (特)	80% (小) 80% (中) 90% (高) 100% (特)
4	県立図書館が市町立図書館、学校図書館及び矯正施設等からの希望に応じ貸出しする冊数 <small>サービスの利用状況 (広島県立図書館) による</small>	9,714 冊	14,000 冊
5	県立図書館が市町立図書館及び学校図書館等からの希望に応じ貸出しする冊数《再掲》 <small>サービスの利用状況 (広島県立図書館) による</small>	8,432 冊	13,000 冊

## 用語解説

初出ページ	用語	解説
1	不読率	1か月に一冊も本を読まない子供の割合。
2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として公布・施行された法律。 【文部科学省HP】 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm</a>
2	学校図書館図書整備等5か年計画	公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした文部科学省の計画。 【文部科学省HP】 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html</a>
3	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。
3	司書教諭	「学校図書館司書教諭講習規程」による科目（5科目10単位）を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令を受けた教員のこと。 各種の図書館サービスを中心とした学校図書館の運営と、これを基礎に児童生徒及び教員一人一人の教授学習過程で発生する多種多様な資料や情報要求に応えることによって、教育と学習活動を支援することが含まれる。
3	廃棄	図書館資料のうち、破損・汚損・重複、内容の古くなったものなど、不要とされるものを書架から除去し、処分すること。 時には「除籍」と同義に用いられることもあるが、一般には資料の現物を処分することを「廃棄」という。
4	子ども読書の日	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設定された日（4/23）。
4	古典の日	国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため設定された日（11/1）。
4	公立図書館	「図書館法」においては、公共図書館のうち、地方公共団体が設置するもの。日本では私立図書館が少なく、ほとんどの公共図書館が公立図書館なので、両者を同じ意味で用いる場合も多い。
4	読書会	何人かのグループで、特定の図書、または特定のテーマに関する複数の図書を読み、これを話題として感想を述べ合い意見を交換し合う会。 その場で同じ本を読む方法やあらかじめ読書をしてから読む方法、あるいは輪読、研究会などの方法がある。
4	公共図書館	第一に、「図書館法」第2条にいう“一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする”図書館のことを指す。第二に、第一の意味の公共図書館のうち地方公共団体が設置する公立図書館のことを指す場合がある。 第一の意味で用いるのが正しいが、「図書館法」においては公共図書館という用語が用いられておらず、かつ私立図書館の数が少ないために、実質的に第二の意味で公共図書館という用語を使う場合も少なくない。
4	図書館職員	図書館で働いているすべての職員の総称。図書館員ともいう。 専任職員のほかに臨時職員、嘱託職員、派遣職員などさまざまな身分の人がいる。公共図書館の場合、専任職員の中にも、司書、事務職員、技術職員などがいる。

初出ページ	用語	解説
4	図書館資料	図書館が収集し、整理し、利用者に提供する資料。 図書館法では第3条第1項に「図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という）を収集し」と述べている。
6	サピエ図書館	点字図書や録音図書などの全国最大の目録データベース。全国の登録施設・団体が制作・所蔵する資料と点字・音声図書出版目録からなる。視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な人を対象にしたサービスで、資料によっては貸出依頼を出したり、コンテンツをダウンロードしたりすることもできる。【サピエHP】 <a href="https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW">https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW</a>
9	子ども司書	子供同士の読書リーダー。司書の仕事、図書館の仕組み、魅力的な本の紹介方法などを習って、学校と図書館と地域で活躍する。
9	ブックトーク	相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。 テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。
9	ビブリオバトル	書評合戦。 発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができる。
10	ブックスタート	乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動。 0歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行っている。
10	ネウボラ	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供するための拠点。
10	幼児教育アドバイザー	幼稚園教諭・保育士等を養成する大学等における指導者や、幼稚園長・保育所長等として勤務経験のある者など、幼児教育の専門的な知見や豊富な実務経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者。
22	学校図書館リニュアルの手引	【広島県教育委員会HP】 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/gakkotosyokannrinyu-ar.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/gakkotosyokannrinyu-ar.html</a>
22	バリアフリー図書	大活字本、点字図書、LLブック、布の絵本・さわる絵本、DAISY、電子書籍など、障害の有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、読者の特性やニーズを意識して作られた図書のこと。
22	リーディングトラッカー	読書をする際、読みたい行を集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進めることができる読書補助具。
22	LLブック	「LL」は、スウェーデン語の Lättläst の略で、「やさしく読みやすい本」という意味。 分かりやすく書かれた本だが、幼児や子供向けのものではない。青年、成人という生活年齢に合った内容が、読むことが苦手な人のために読みやすく書かれた本である。知的障害、自閉症、学習障害などのある人や移住してきた人にも理解できるように書かれた本である。
22	マルチメディア DAISY	音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。 読み上げている箇所の色が変わるハイライト機能で、どこを読んでいるのかが一目で分かったり、読みやすいように、文字の大きさ、音声のスピード、文字や背景の色を選んだりすることができる。